

## 協力医療機関協定書

グループホームあんしん・ふらの（以下甲という）とかわむら整形外科（以下乙という）は、以下の事項につき合意する。

### （協力医療機関）

#### 第1条

- 1 甲は乙を協力医療機関と定める。
- 2 前項に定める協力医療機関とは、平成18年3月31日厚生省令第34号指定地域密着型サービスの人員、施設及び運営に関する基準第30条（協力医療機関等）に定める協力医療機関である。

### （相互義務）

#### 第2条 甲及び乙は、双方協議の上、次に掲げる事項について、連携して相互に義務を果たす。

- 1 協力医療機関の連携体制のうち、以下の項目について実行する。
  - 甲の入所者の病状が急変した場合等において、乙は乙の医師または看護職員が甲からの相談に対応する体制を常時確保する。
  - 甲から診療の求めがあった場合において、乙は診療を行う体制を常時確保する。
- 2 甲は、1年に1回以上、乙との間で入所者の病状が急変した場合等の対応について確認するとともに、乙の名称等について、甲の指定を行った自治体に提出するものとする。
- 3 入所者が乙に入院した後に、病状が軽快し退院が可能となった場合においては、甲はすみやかに再び入所できるよう努めることとする。
- 4 甲と乙は実効性ある連携体制を構築するため、甲の入所者の現病歴等を定期的に情報共有するよう努めることとする。

### （協定期間）

#### 第3条 本協定の有効期間は協定日より1年間とし、協定の更新については満了日の1ヶ月前に行う。ただし、甲、乙双方に意義のない場合は、そのまま1年間協定を継続することができる。その後の満了日の場合も同様とする。

### （疑義）

#### 第4条 本協定につき疑義が発生したときは、甲、乙協議の上解決にあたる。

### （効力の発効）

#### 第5条 本協定は令和6年4月1日より効力を発効する。

本協定合意の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 (施設住所) 富良野市末広町 6 番 22 号

(法人名) 株式会社 e-ケア

(施設名) グループホームあんしん・ふら  


(代表者: 役職・氏名) 代表取締役 中井明子

乙 (医療機関住所) 富良野市末広町 6 番 20 号

(法人名) 医療法人大カワムラメディカル

(医療機関名) かわむら整形外科

(代表者: 役職・氏名) 理事長 川村大輔  
